

【書類名】 意匠登録出願

【整理番号】 R 0 7 0 0 0 1 W

【あて先】 特許庁長官 殿

【意匠に係る物品】 建築用板材

【意匠を創作した者】

【住所又は居所】 石川県金沢市神宮寺3-10-27

【氏名】 山崎 彰彦

【意匠登録出願人】

【住所又は居所】 石川県金沢市幸町9番17号

【氏名又は名称】 株式会社若宮塗装工業所

【代理人】

【識別番号】 1 0 0 1 0 5 8 0 9

【弁理士】

【氏名又は名称】 木森 有平

【手数料の表示】

【指定立替納付】

【納付金額】 1 6 0 0 0

【提出物件の目録】

【物品名】 図面 1

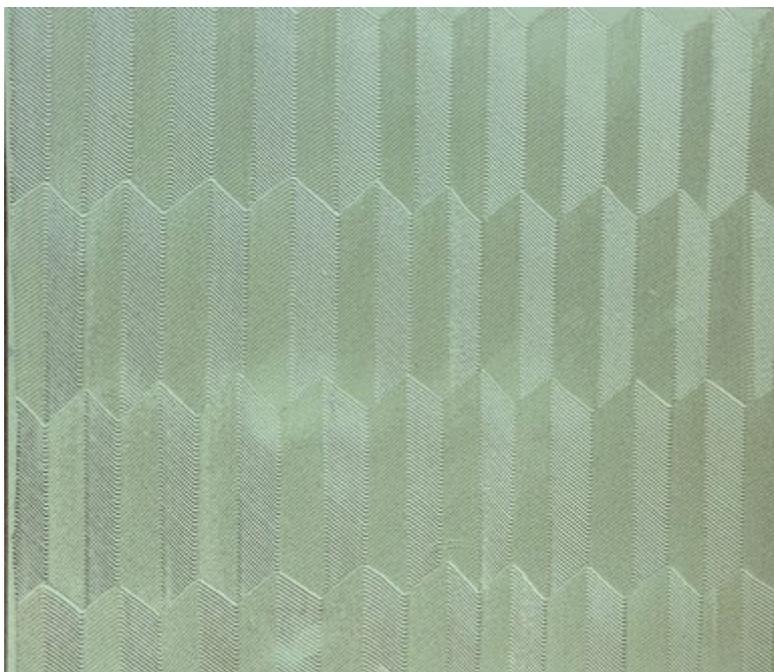
【意匠に係る物品の説明】 この意匠に係る物品は、建築物の内外装に係る建築用板材であり、室内空間・外壁に櫛引仕上げの装飾模様を施したものである。主として[住宅/店舗/オフィス/施設]の [外壁/居室/ エントランス/通路/ラウンジ]に用いられることを想定し、外壁や床、天井・周壁から構成される内装のうち、周壁に形成された櫛引模様の構成および景観に新たな意匠（デザイン）の選択肢を与えるものである。この意匠に係る物品は、所定の大きさのもの（例えば、縦800mm横900mmの四角形状の大きさ）にして縦横に連結させたり、又、所定の形状（円形や三角形等）に必要な部分を切り取って、施工場所に張り付けることができる内外装用板材である。本意匠の要部は、外壁・室内周壁に連続して施された櫛引による線状凹凸の装飾模様と、その方向・ピッチ・繰返し単位の組合せにより生じる視覚的リズムにあり、色彩は特に限定しないが、櫛引模様は、細幅の溝列と広幅の溝列を交互に配したストライプを基本ユニットとした模様であり、これを水平方向に向けたり横方向に向けたり斜め方向に向けたりできるものであり、上下段で溝列の方向を反転させて接続することで、鋸歯状の折返しリズムを生じさせている。前記基本ユニットは周壁全体にわたり等間隔で配置され、コーナー部においては溝列の連続性が維持されるよう、左右壁間で位相を揃えて接続している。開口部（出入口・窓）周りでは、枠見付に沿って溝列が切り回され、各辺で溝の途切れが最小となるよう納まりを構成している。本意匠は、床・天井・照明器具・家具等の意匠に依存せず、周壁に形成された櫛引模様の構成および配置によって、

外装や内装としての統一感を与える内外装用板材である（参考斜視図参照）。なお、紙（紙材）の上に所定厚さに建築材料を塗布して楦引模様の紙質材を作成することもできる。また、職人が上記楦引模様を手作業で作製することから、正確な直線状にはならず、少し曲った上記楦引模様も作製される場合がある。そして、見る角度や光の強弱により、前記ストライプの強弱（濃い薄い）に変化が生じる建築用板材の模様である。

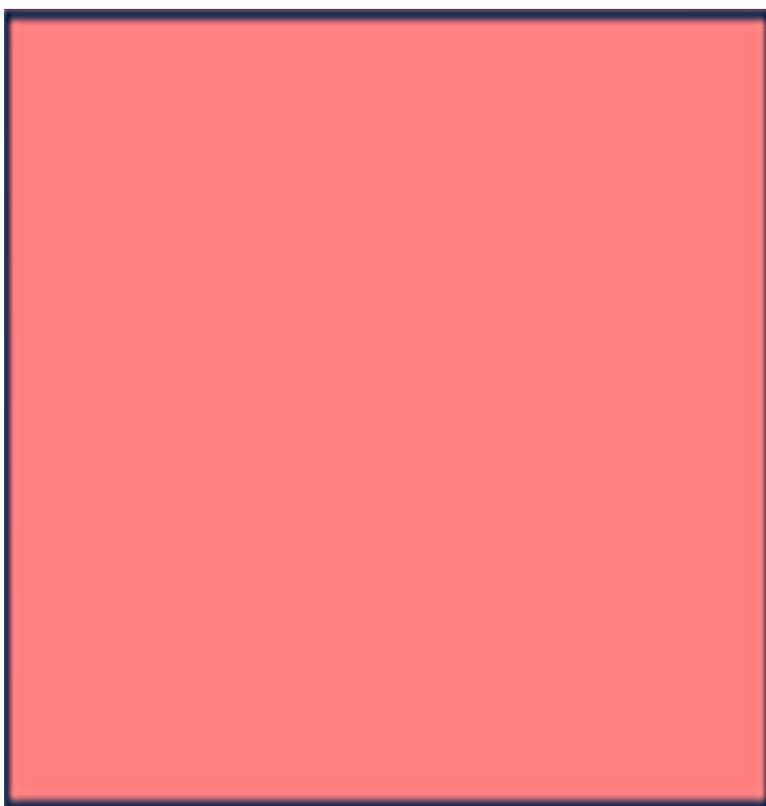
【意匠の説明】 この意匠は、赤色に着色された部分以外が部分意匠として意匠登録を受けようとする意匠である。すなわち、正面図における実線で示す楦引模様部分が意匠登録を受けようとする部分である。底面図は平面図と、右側面図は左側面図と対称に現れるので省略する。

【書類名】 図面

【正面図】



【背面図】



【平面図】



【左側面図】



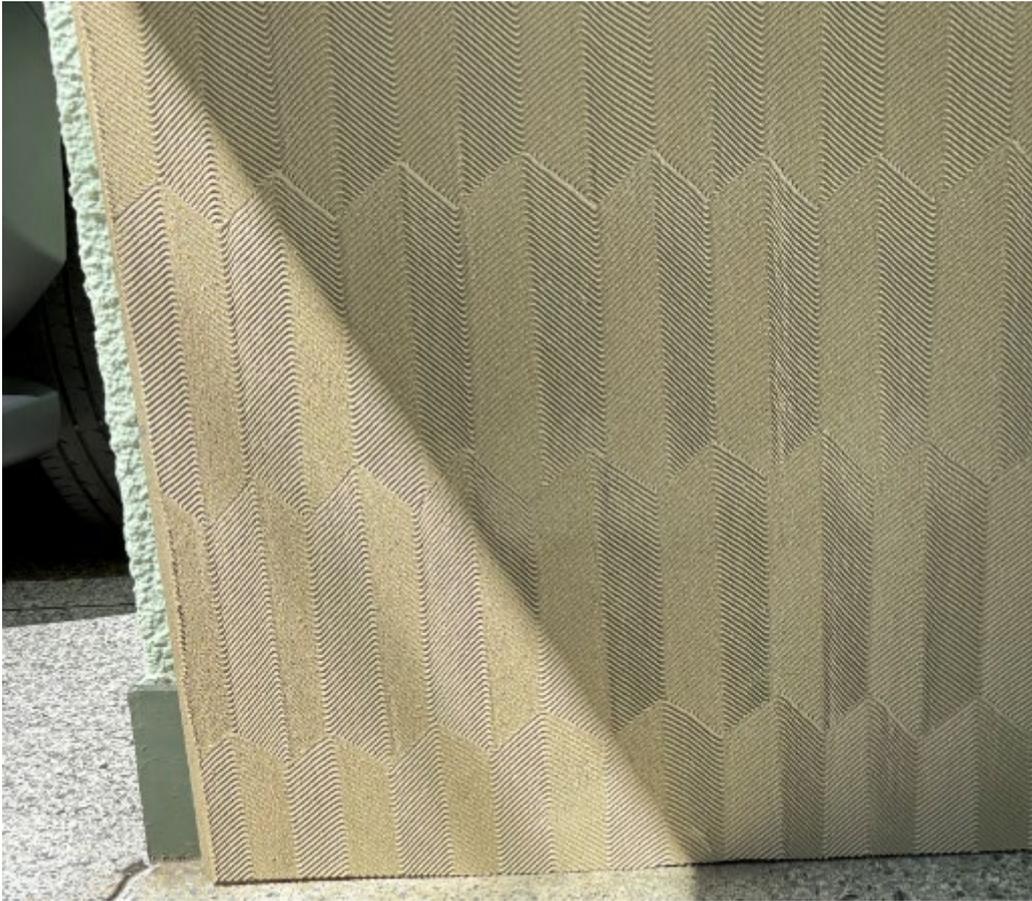
【施工場所に立てかけてみた状態の参考斜視図 1】



【施工場所に立てかけてみた状態の参考斜視図 2】



【太陽光を一部に充てた場合の参考斜視図 1】



【太陽光を一部に充てた場合の参考斜視図2】

